

VOYAGER

ボイジャー

第4号

2024年(令和6年)

4月19日(金)発行

高校等の見学に関わる保険について

進路通信第3号で書いたように、各校の説明会等の案内が届いています。その際に、参加条件に保険加入を求められている場合があります。これは、高校を見学しているときにケガをしたり、学校の物品を壊してしまったりしたときに備えるためのものです。すでに家庭で保険に入っていて、その保険が高校の見学等に適用される場合は新たな保険に入る必要はありません。しかし、何も保険に入っていない場合は、保険加入を求められている高校見学に参加する場合は新たに加入していただく必要があります。下記は中学校を通して加入することが可能な保険の紹介です。利用を希望する場合は保険料の提出方法など、内容をよく確認のうえ、参加申込み切までに申し出るようにしてください。

☆保険利用時に提出が必要なもの☆

(1) オープン・ハイスクール、学校説明会等 参加申込書(各教室に設置しているもの)

- ①各自でWebサイトから申し込む高校見学等
各自でWebサイトから高校見学等に申し込む→参加申込書を担任に提出する。
- ②学校で一括して申し込む高校見学等
参加申込書を担任に提出する。

(2) 保険料(100円×参加日数分)

封筒などに組・出席番号・名前・対象の学校名を記入し、現金を入れて持参しましょう。おつりがないようにしてください。

※各校の説明会などに保険加入が必須か否かは、各校Webサイトなどで要項を確認してください。また、必須の場合も、本保険の利用は任意です。

※補償内容詳細は学校厚生会Webサイトを参照してください。<https://www.kouseikai.or.jp/index.html>

📎 ロイロノートにも資料を入れています。

保険料の具体例

- 例①: 同日に2校参加⇒100円
※午前中にA校、午後からB校の説明会に参加するパターン。
- 例②: 同校に2日間参加⇒200円
※内容の違いがあり、A校の説明会に2日連続で参加するパターン。

オープン・ハイスクール 体験活動保険

個人賠償責任危険補償特約(行事参加者の傷害危険補償特約用)、
行事参加者の傷害危険補償特約、熱中症危険補償特約セット普通傷害保険包括契約

オープン・ハイスクール中のケガや賠償事故に対応

往復途上^{※1}の事故も補償!

補償内容

活動参加中に発生した生徒のケガや活動中に発生した賠償事故を補償します。

- 特長1 高校と自宅との移動中のケガも補償
- 特長2 教員の引率が無くてもOK!
- 特長3 熱中症にも対応

個人賠償責任
→最大1億円まで

被保険者

(補償の対象となる方)

オープン・ハイスクールに参加する中学生^{※2}(本紙では生徒といえます)

保険料

1日1人あたり
100円

傷害保険

オープン・ハイスクール体験活動中の急激かつ偶然な外来の事故による生徒ご本人のケガが補償の対象となります。

- 例 ● 施設見学に向かう途中で交通事故にあつてケガをした
- 学校施設を見学中に転倒して骨折した

個人賠償責任

生徒本人が、オープン・ハイスクール体験活動中において偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 例 ● 自転車走行中に他人にぶつかりケガを負わせた
- うっかり学校設備を壊してしまった
- 他の生徒に誤ってケガを負わせてしまった

※上記事例でも事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合はお支払いの対象になりません。

本チラシは加入勧奨(保険加入のお勧め)をすることを目的としたご案内ではありません。補償内容等についてご説明することを目的としたご案内です。

補償金額と保険料

補償内容	補償金額	保険料
死亡・後遺障害保険金額	1,044.1万円	100円 1名 (補償期間1日)につき
入院保険金日額(180日限度)	(1日につき)3,000円	
手術保険金額	入院中の手術:30,000円 入院中以外の手術:15,000円	
通院保険金日額(90日限度)	(1日につき)2,000円	
個人賠償責任危険保険金額(免責金額0円)	(限度額)1億円まで	

お支払いする保険金

死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金
事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合にお支払いします。	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院日数に対してお支払いします。(1事故90日限度)
手術保険金	通院保険金	
事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合にお支払いします。	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診・オンライン診療を含みます)した場合に、通院日数に対してお支払いします。(1事故90日限度) (注)治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	

オープン・ハイスクール体験活動中における偶然な事故により、体験参加者が法律上の損害賠償責任を負った場合に個人賠償責任危険保険金をお支払いします。

オープン・ハイスクール体験参加者の損害賠償責任もカバー!

このチラシは概要を説明したものです。詳しくはレクリエーション傷害保険/プレットおよび「ご契約のおしり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

お問合わせ先

取扱代理店

一般財団法人 兵庫県学校厚生会
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目7番34号
TEL 078-331-9317

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
神戸支店 企業営業課
〒650-0037 神戸市中央区明石町19番地

※おかけ間違いにご注意ください。